パレスチナ・ガザ地区における人道的停戦を求める意見書

パレスチナ自治区ガザ地区を支配するイスラム組織ハマスとイスラエル軍との武力衝突が始まり、1か月以上が経過した。衝突により一般市民、特に子どもたちに大きな犠牲が生じていることは悲惨で悲劇的な状況である。

こうした中、国連総会は12日、パレスチナ自治区ガザ地区における「人道目的の即時停戦」を求める決議案を日本を含む153か国が賛成し、賛成多数で決議は採択された。同決議は、「即時、持続的な人道的休戦」を求め、イスラエルとハマスの双方をはじめ全ての当事者に対し、国際人道法の遵守とガザ地区への必要不可欠な物資と支援の「継続的、十分かつ妨害のない」提供を要求している。また、捕虜となっている全ての民間人の「即時かつ無条件の解放」を求めるとともに、国際法にのっとった安全で人道的な処遇を要求している。

よって本町議会は、国会と政府に対して、同国連総会決議の早急かつ完全な履行を果たすため、あらゆる外交努力を行うよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年12月15日

沖縄県西原町議会

宛て先

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、衆議院議長、参議院議長